である場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限り、第六号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

［三十七～三十九　略］

［３～５　略］

6　法第二条第十一項の規定は、第二項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第十七条の四　法第十六条の二第三項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　銀行の子会社である法第十六条の二第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社による株式等の取得

［略］

2　法第十六条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

3　法第十六条の二第十二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

4　法第十六条の二第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるものの業務）

第十七条の四の二　法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

［一～三　略］

（一定の銀行業高度化等会社）

第十七条の四の三　法第十六条の二第四項、第十三項及び第十六項に規定する内閣府令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社（外国の会社を除く。）又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下この条、第三十四条の十八の二及び第三十四条の二十一第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

［三十七～三十九　同上］

［３～５　同上］

6　法第十六条の二第六号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

7　法第十六条の二第七号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である保険会社又は少額短期保険業者が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

8　法第十六条の二第八号ニに規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十三号に規定する持株会社とする。

9　第一条の六第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（法第十六条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第十七条の四　［同上］

［一～六　同上］

七　銀行の子会社である法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による株式等の取得

［同上］

2　法第十六条の二第八項に規定する内閣府令で定める事由は、銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

［項を加える。］

（子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの）

第十七条の四の二　法第十六条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

［一～三　同上］

［条を加える。］